

都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金交付要綱

制定 令和 6 年 4 月 1 日 都筑高第 2463 号（都筑区長決裁）
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日 都筑高第 2494 号（都筑区長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、障害のある方が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく共生社会を目指すため、都筑区内の障害福祉サービス事業を実施する施設や事業所が農業に取り組むこと（以下「農福連携」という）を支援することを目的として交付する障害者施設支援事業農福連携補助金（以下、「補助金」という。）について必要な事項を定める。

2 補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成 17 年 11 月横浜市規則第 139 号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

（補助事業者）

第 3 条 この要綱における補助事業者は都筑区内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 36 条第 1 項の指定を受けた障害福祉サービスを行う事業者であり、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。

- （1）農林水産省農福連携技術支援者育成研修修了者が在籍している。
- （2）神奈川県農福連携マッチング等支援事業農福連携コーディネーター人材育成研修講座修了者が在籍している。
- （3）前 2 号に定めるもののほか、すでに農福連携の取組の実績があり、横浜市農作業受注促進モデル事業に協力するなど、農福連携の取組に意欲的な事業者で、区長が認めたもの。

（補助対象経費）

第 4 条 この要綱による補助対象となる経費は、農福連携の取組を行うにあたり必要となる個人用装備等にかかる経費であって、別表 1 に定めるものとする。補助対象経費は、1 事業者につき同一年度内 1 回限り 50,000 円を上限とする。ただし、国内消費税及び地方消費税相当額は助成対象外とする。

（補助金額の算定）

第 5 条 補助金の額は、前条に定める 1 事業所あたりの限度額の範囲内で補助対象経費と認められる額の全額とする。ただし、1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

（交付方法）

第 6 条 この要綱に基づく補助金は予算の範囲内で交付することとする。

- 2 補助金の交付は、地方自治法施行令第 162 条第 3 号及び横浜市予算、決算及び金銭会計規則第 130 条第 1 項第 3 号に基づき、概算払いとすることができる。
- 3 概算払いにより補助金を受領した場合は、障害者施設支援事業農福連携補助金実績報

告書（第3号様式）に必要事項を記載することにより、概算払金の精算を行うものとする。

（交付申請）

第7条 補助金規則第5条第1項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者が提出する申請書は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付申請書（第1号様式）を用いなければならない。

2 補助金規則第5条第2項第5号の規定により、補助金交付申請書には、第3条各号に定める要件を満たすことを証明する書類（研修修了書、農福連携の取組実績を示す書類等）を添付することとする。

3 補助金規則第5条第3項の規定により、補助金規則第5条第1項第2号及び第3号に定める事項並びに補助金規則第5条第2項第1号から第4号に定める添付書類を省略する。

（交付決定通知）

第8条 補助金規則第8条の規定による補助金交付決定通知書は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付決定通知書（第2号様式）により行うものとする。

（補助金交付の決定の取消し等）

第9条 区長は、補助事業者が、補助金規則第19条第1項各号に該当したときは、補助金の全部または一部の交付の決定を取り消すことができるものとする。

（実績報告）

第10条 補助金規則第14条第1項の規定により、補助事業者は、補助金規則第14条第1号及び第2号の規定に基づく障害者施設支援事業農福連携補助金実施報告書（第3号様式及び第3号様式別紙）を用いて、事業終了後速やかに実績報告を行わなければならない。

2 補助金規則第14条第1項第6号の規定により、実績報告書には、第8条に基づき交付した障害者施設支援事業農福連携補助金交付決定通知書（第2号様式）の写しを添付することとする。

3 補助金規則第14条第4項の規定により補助金規則第14条第1項第3号に定める事項を省略する。

（補助金額の確定）

第11条 補助金規則第15条の規定による補助金額確定の通知は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付額確定通知書（第4号様式）により行うものとする。

（補助金交付の請求）

第12条 補助金規則第18条第1項の規定による補助金の交付の請求は、障害者施設支援事業農福連携補助金交付請求書（第5号様式）により行わなければならない。

（関係書類の保存期間）

第13条 補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は5年とする。

（書類の閲覧）

第14条 補助金の交付を受けた団体及び区長は、横浜市市民活動推進条例第12条第4項の規定に基づき、個人情報に該当する部分を除いて、別表2に定める書類又は写しを一般の閲覧に供しなければならない。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、区長が定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象経費
1 農作業用の衣類
2 長靴
3 軍手
4 農作業用のバケツ
5 農作物を入れるコンテナ
6 農作物を計量するための計量器
7 農作業用のスコップ、鍬、鋤、鋸等の道具
8 農作業用の一輪車
9 農福連携に関する製品を販売する際の立て看板、のぼり旗
10 その他農福連携の取組に必要な経費と区長が認めたもの

別表 2

	補助事業者	区長
閲覧 場所	事業所の事務所、又は指 定した場所	都筑区役所 高齢・障害支援課
閲覧 時間	補助事業者が指定する時 間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 45 分から午 後 5 時 00 分まで。ただし、横浜市の休日をも 定める条例（平成 3 年 12 月横浜市条例第 54 号） で規定する休日を除く。
閲覧 期間	第 7 条第 1 項から第 2 項に規定する書類及び交付決定通知書にあっては 補助金の交付を受けた日から、第 10 条第 1 項に規定する書類にあっては 当該書類を区長に提出した日からそれぞれ 2 年間とする。	

(第1号様式)

障害者施設支援事業農福連携補助金交付申請書

横浜市都筑区長

年 月 日

団体名
所在地又は住所
代表者氏名
連絡責任者氏名

障害者施設支援事業農福連携補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金交付要綱を遵守します。

補助金交付申請額 (C) 円

【上記補助金の使用用途】

品目	単価	個数	価格
合計 (A)			
補助上限額 (B)			¥50,000
補助金交付申請額 (C)			

※ (A) と (B) のうち、金額が低いほうが申請額 (C) になります。

添付書類

・都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金交付要綱第3条に定める要件を満たすことを証明する書類（研修修了書、農福連携の取組実績を示す書類等）

(第2号様式)

都 筑 高 第 号
年 月 日

横浜市都筑区長

障害者施設支援事業農福連携補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました障害者施設支援事業農福連携補助金については、次の条件を付けて交付します。

1 交付金額

2 交付条件

- (1) 本補助金は、障害者施設支援事業農福連携のために使用し、他の事業に流用しないでください。
- (2) 事業が終わり次第、実績報告書を提出してください。
- (3) 本補助金は、請求書受理後30日以内に請求者に支払うものとします。
- (4) 本補助金は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、全額または一部の返還を求めることがあります。
 - ア 虚偽、その他不正な手続きによって補助を受けたとき。
 - イ 補助金等のほかの用途への使用をしたとき。
 - ウ 補助金交付の条件に違反したとき。
 - エ 事業終了時において収支に余剰が生じたとき。
 - オ その他都筑区障害者施設支援事業農福連携補助金交付要綱に基づき区長が行った指示に違反したとき。

(第3号様式)

障害者施設支援事業農福連携補助金実績報告書

横浜市都筑区長

年 月 日

団体名
所在地又は住所
代表者氏名
連絡責任者氏名

年 月 日都筑高第 号で交付決定の通知を受けた障害者施設支援事業
農福連携補助金の対象事業について、関係書類を添えて次のとおり報告します。

添付書類

- ・購入したことを証明する領収書等
- ・障害者施設支援事業農福連携補助金交付決定通知書（第2号様式）の写し

第3号様式 別紙

補助金交付額	(A) 円	
購入した品目および金額		
品目	個数	金額
合計	(B) 円	
うち消費税額	(C) 円	
補助対象額 (1,000円未満切捨) (B) - (C)	(D) 円	
補助金返還相当額 (A) - (D)	(E) 円 ※	

※ 補助金返還相当額がない場合は、(E) の記載は不要。

(第4号様式)

都 筑 高 第 号
年 月 日

様

障害者施設支援事業農福連携補助金交付額確定通知書

横浜市都筑区長

年 月 日に実績報告がありました障害者施設支援事業農福連携補助金について、交付額を確定しましたので通知します。

事業者名	
交付確定額	円
備考	

(第5号様式)

令和 年 月 日

横浜市都筑区長

所在地
団体名
代表者氏名

障害者施設支援事業農福連携補助金交付請求書

年 月 日都筑高第 号により通知されました障害者施設支援事業農福連携補助金について、次のとおり請求します。

1 請求金額
金 円

2 振込指定口座
補助金については、次の口座にお振り込み願います。

金融機関			
種 別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			